

様式11-1

事業報告書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 佐々木眼科
- ① 財團 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 兵庫県神戸市垂水区神田町4番13号
- (3) 設立認可年月日 平成4年10月12日
- (4) 設立登記年月日 平成4年10月21日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	矢鳴美奈子	
理事	矢鳴 和典	
同	松野 仁志	
同	松野 真三	
監事	川西 正躬	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	佐々木眼科	兵庫県神戸市垂水区神田町4番13号	一床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

	会議名	議決又は同意事項
令和4年 5月 20日	社員総会	決算承認
令和5年 2月 24日	社員総会	事業計画及び収支予算承認

法人名 医療法人社団佐々木眼科
 所在地 兵庫県神戸市垂水区神田町4番13号

※医療法人整理番号 00505

財 産 目 錄
 (令和5年3月31日現在)

1. 資 産 額	43,532 千円
2. 負 債 額	821 千円
3. 純 資 産 額	42,711 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	11,485
B 固定資産	32,047
C 資産合計 (A+B)	43,532
D 負債合計	821
E 純資産 (C-D)	42,711

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人社団佐々木眼科

※医療法人整理番号 00505

所在地 兵庫県神戸市垂水区神田町4番13号

貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	11,485	I 流動負債	821
II 固定資産	32,047	II 固定負債	0
1 有形固定資産	5,869	負債合計	821
2 無形固定資産	258	純資産の部	
3 その他の資産	25,920	科 目	金 額
		I 出資金	10,000
		II 積立金	32,711
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	42,711
資産合計	43,532	負債・純資産合計	43,532

法人名 医療法人社団佐々木眼科

※医療法人整理番号

00505

所在地 兵庫県神戸市垂水区神田町4番13号

損 益 計 算 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	27,777
2 事業費用	29,124
本来業務事業利益	△ 1,347
II 事業外収益	0
III 事業外費用	0
経常損失	△ 1,347
IV 特別利益	19
V 特別損失	0
税引前当期純損失	△ 1,328
法人税等	0
当期純損失	△ 1,328

法人名 医療法人社団 佐々木眼科
所在地 神戸市垂水区神田町4番13号

※医療法人整理番号 ひりひりひり

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の内 容	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1 関係事業者ごとに記載すること。
2 種類は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者の中うち該当する関係を記載する。

- 近親者である場合には筋柄を記載する。
- 3 次に定める取引については上記の注記を要しない。
- イ 一般競争入札による取引と同様であることが明白な取引。
ロ 取引条件が一般的の取引と同様であることが明白な取引。
ハ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い。

- 4 該当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。

監事監査報告書

医療法人社団佐々木眼科
理事長 矢鳴 美奈子 様

私は、医療法人社団佐々木眼科の令和5会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月10日
医療法人社団佐々木眼科
監事 川西 正躬 印